清須市告示第32号

清須市企業立地促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市内の雇用の安定及び創出並びに地域経済の活性化を図ることを目的とした清須市企業立地 促進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、清須市企業立地促進基本計画策定委 員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 基本計画の策定に関し、意見、助言等を行うこと。
  - (2) その他基本計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 工業関係者
  - (3) 金融機関関係者
  - (4) 清須市商工会関係者
  - (5) 関係行政機関の職員
  - (6) 市職員
  - (7) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、選任された日から基本計画の策定が完了する日までとする。 (委員長等)
- **第5条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承 諾を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

- 第7条 委員会は、特定の事項の調査又は検討をするため、作業部会を置くことができる。 (庶務)
- 第8条 委員会に関する庶務は、企画部企業誘致課において処理する。

(雑則)

- 第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員が選任された以後最初に開かれる会議については、市長が招集する。